5 類感染症移行後（5 月 8 日以降）の我孫子市の対応

	項目	5 類移行後（5 月 8 日以降）の対応	担当課
1	高額療養費制度の変更	【変更内容】 ５類感染症への移行（５月８日）後は、新型コロナウイルス感染症の患者が入院した場合、医療費や食事代の負担を求めることとなる。ただし、急激な負担増を避けるため、高額療養費制度の自己負担限度額から原則２万円を減額した額を自己負担の上限とする措置を講ずる。なお、高額療養費制度の自己負担限度額が２万円に満たない場合にはその額を減額する。 【市（保険者）の対応】 減額措置を行った医療機関は、審査支払機関（国保連合会）を通じて、都道府県に対して請求を行うことから対応は不要となる。	国保年金課
2	患者情報の共有や健康観察の実施等	県と市が覚書を締結し、患者情報を共有することと、健康観察及び生活支援等の実施については、法的根拠がなくなるため終了とする。	健康づくり支援課
3	感染者の搬送体制の確保	①臨時救急隊の編成について（変更なし） 大型連休等の影響により新型コロナウイルス感染者が急増した場合、昨年同様に救急需要のひっ迫が予想されるため、これまで通り非常用救急車両を活用し、救急搬送体制を確保する。 ②救急活動時における感染防止対策について(変更なし) 総務省消防庁からの事務連絡において、「現状、これまでと変わらないものであること。」とされていることから、これまでの対応を継続する。	消防本部（警防課）

		③救急隊の活動について（変更あり） 新型コロナウイルス感染者の搬送はこれまで保健所にて搬送先医療機関の選定を行い、移送業務として保健所の依頼で救急隊が搬送をしていたが、５月８日以降は通常の救急業務として扱うため、救急隊にて医療機関の選定及び搬送を行う。	
4	入院体制の確保	入院体制の確保の実施については県で行われている。引き続き、医療現場に混乱が無いよう配慮しつつ、５月８日以降も県計画に基づく対応となる。なお、県の病床確保料補助は単価等を改正し継続予定である。	健康づくり支援課
5	入院調整	入院調整の実施については県で行われている。５類移行後は、県による直接的な入院調整は実施せず、原則医療機関間や消防において G-MIS により把握した空床情報を基に入院調整を行う体制となる。なお、9 月 30 日までは、医療機関への照会回数が 4 回以上かつ３０分以上入院先が見つからない場合は県が支援する。	健康づくり支援課
6	ワクチン接種	令和６年３月３１日までは、自己負担無料で実施予定となる。 また、令和５年５月８日から８月３１日までは、重症化リスクが高い高齢者や基礎疾患を有する者等に実施し、９月１日以降の実施の詳細は検討中である。なお、６月３０日までは市が管理するインターネット予約を継続し、７月１日以降は医療機関への直接申し込みに変更する。 接種率の公表は、5 月 7 日時点を最終とし、その後は更新せず５月１５日で終了とする。	健康づくり支援課
7	感染者情報の公開	県が新規感染者数・集団発生事例・死亡に関する内容を毎日公表していたが、今後は、感染者数は定点把握（週単位）疾患として県衛生研究所による公表となる。そのため、市の公表は５月７日時点を最終とし、その後は更新せず５月１５日で終了とする。	健康づくり支援課

8	職員や市民（利用者）のマスク着用	【職員など（市庁舎等の市有施設の屋内における職員及び業務従事者について)】 5 月 8 日以降の職員等のマスク着用については、原則不要であることを基本とし、着用は個人の判断に委ねることとする。 なお、高齢者支援課（高齢者なんでも相談室職員を含む）及び障害者支援課の職員については、窓口対応時や訪問時にはマスクの着用の推奨を継続する。	人事課、高齢者支援課、障害者支援課
		【高齢者施設など】 5 月 8 日以降も国が推奨する期間はマスクの着用の推奨を継続する。 ◎市の対象施設・事業など ①あらき園 ②障害者福祉センター ③こども発達センター ④老人福祉センター　つつじ荘 ⑤西部福祉センター ⑥要介護認定調査 ⑦特定集団健診、がん集団検診、口腔がん検診、骨粗しょう症検診 ※上記施設（事業）については、職員、利用者、委託業者、出入り業者、ボランティアなど全ての来場者などに対してマスクの着用を推奨する。 ※屋外での活動や熱中症の危険がある場面、入浴中等は、利用者には着用を求めない（マスクを外すよう声をかける)。	高齢者支援課、健康づくり支援課、あらき園、障害者福祉センター、こども発達センター
9	職員の特別休暇等の取扱い	現在、特例的な取扱いとなっている特別休暇や職務専念義務免除については、5 月 8 日以降は廃止する。	人事課

10	感染症防疫等作業手当の特例	感染症防疫等作業手当の特例（日額 3,000 円又は 4,000 円）については、条例の一部改正議案を６月議会に上程予定。議案が可決された場合には、条例の公布日から廃止。	人事課
11	児童生徒の出席停止期間	「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を出席停止の基準とする（発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算）。また、出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨する。 令和５年５月８日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないこととなるため、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はない。 これらについて、各学校を通して児童・生徒及び保護者に対して周知する。	学校教育課
12	我孫子市新型コロナウイルス感染症検体検査業務	新型コロナウイルス感染症患者が発生した市内の特別養護老人ホーム等の福祉施設等で、クラスター化の危険性がある施設等で実施してきた市独自の PCR 検査は、５月７日で終了とする。	健康づくり支援課
13	我孫子市休日診療所の運営	５月８日以降も、発熱患者の診療を実施するが、検査費用は保険診療とし、国が定めるコロナ治療薬のラゲブリオの薬価のみ公費負担は継続する。なお、新型コロナウイルス感染症陽性の高齢者等の発生届は行わない。	健康づくり支援課